

インドネシア特定技能外国人に係る手続の流れについて

○インドネシアから新たに受け入れる場合

インドネシア政府の海外労働者管理サービスシステム
(SISKOP2MI) インドネシア政府が管理

労働市場情報システム (IPKOL)

インドネシア政府が管理

インドネシア国籍の方を雇用しようとする受入機関は、求人募集に当たり、**インドネシア政府が管理**する求人・求職のための「労働市場情報システム (IPKOL)」に**登録し、求人することを強く希望しています**。なお、システムへの登録はオンラインで、入力方法は英語とインドネシア語となります。

①登録・
求人申込

日本の特定
技能所属機関
(受入機関)

③在留資格認定
証明書交付申請

地方出入国在留管理局

④在留資格認定
証明書交付

※1 インドネシア側によれば、締結された雇用契約書は、IPKOLを通じてインドネシア側に提出する必要があるとのことです。

②雇用契約の締結(※1)

⑤在留資格認定証明書の送付

①求職申込

⑥SISKOP2MIへ登録

⑦ID番号の発行

⑩移住労働者証 (E-PMI) の発行

申請人

帰国した技能実習2号又は3号を
良好に修了した者

試験に合格した者

ID番号の写し
を提出

⑧査証申請

⑨査証発給

⑪出国

在インドネシア日本国
大使館・総領事館

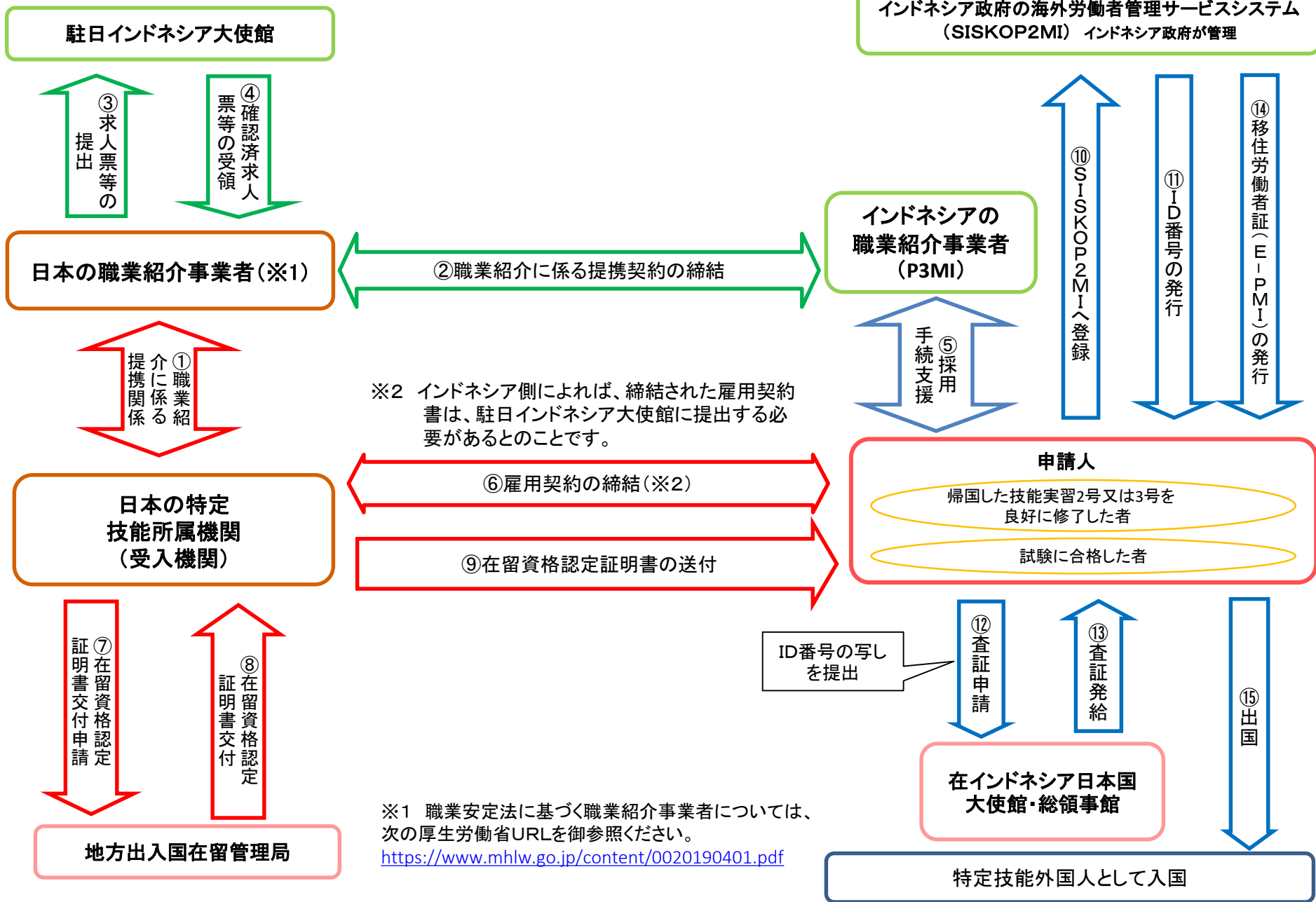
※2 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

特定技能外国人として入国

インドネシア特定技能外国人に係る手続の流れについて

○インドネシアから新たに受け入れる場合(インドネシアの職業紹介事業者(P3MI)を利用する場合)



インドネシア特定技能外国人に係る手続きの流れについて

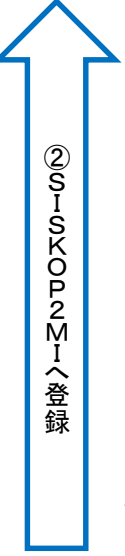
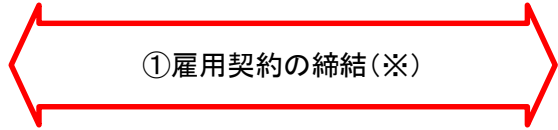
○日本に在留する方を受け入れる場合

インドネシア政府の海外労働者管理サービスシステム
(SISKOP2MI) インドネシア政府が管理

駐日インドネシア大使館
インドネシア政府は、日本に在留する技能実習生や留学生などの中長期在留者であるインドネシア国籍の方が、日本に在留したまま、「特定技能」への在留資格変更許可申請を希望する場合には、**駐日インドネシア大使館において、海外労働者登録**をするよう求めるとしています。また、**登録**を完了した者には**推薦状**を発行するとしています。詳しくは、駐日インドネシア大使館に御相談ください。

日本の特定
技能所属機関
(受入機関)

※ インドネシア側によれば、締結された雇用契約書は、駐日インドネシア大使館に提出する必要があるとのことです。



申請人
技能実習2号又は3号を
良好に修了した者
試験に合格した者



地方出入国在留管理局